

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係）	【令和二年四月一日施行】	1
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二条関係）	【令和四年四月一日・令和五年四月一日施行】	14
○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第三条関係）	【令和二年四月一日施行】	20
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）（第四条関係）	【令和二年四月一日施行】	27
○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）（附則第九条関係）	【令和二年四月一日施行】	29

改正案	現行
<p>第八条 第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>⑦ 児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。</p> <p>⑧・⑨ （略）</p>	<p>第八条 第八項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>⑦・⑧ （略）</p>

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術が必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採ら

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術が必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

(新設)

ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採ら

れて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部

れて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部

又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士^の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（新設）

（新設）

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士^の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

⑥ 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

⑦ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」と

④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

（新設）

（新設）

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

（新設）

（新設）

四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」と

いう。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七| 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

⑦ 前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

いう。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

五| 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

(新設)

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

（新設）

（新設）

七| 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八| 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

五| 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

六| 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

（新設）

⑤ 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑥ 前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑦ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑧ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑨ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

②～④ （略）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

②～④ （略）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（新設）

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年

後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三条の十二 (略)

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

③⑤ (略)

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 三 (略)

四 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。

③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三条の十二 (略)

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

③⑤ (略)

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 三 (略)

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為

をした者

② (略)

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児

① (略)

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児

童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

改正案	現行
<p>第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。</p> <p>② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。</p> <p>③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p> <p>④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八條第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p> <p>⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p> <p>⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」</p>	<p>第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。</p> <p>② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p> <p>③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p> <p>④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p> <p>⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」</p>

という。)に必要な調査を委嘱することができる。

⑦ 都道府県知事は、第三項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

という。)に必要な調査を委嘱することができる。

⑥ 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

⑦ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が含まなければならない。

(削る)

(削る)

⑦ 前項に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならない。

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

⑦ 前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

(新設)

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に

に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号において同じ。）に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、

厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。

⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務

に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、

厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務

<p>を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。</p> <p>⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。</p> <p>⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。</p> <p>⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。</p> <p>⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
---	---

改正案	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>255 （略）</p> <p>6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>255 （略）</p> <p>（新設）</p>

その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。

この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができ、るための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7・8 | (略)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすしい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない

6・7 | (略)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすしい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(新設)

<p>4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。</p> <p>5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。</p>
<p>(児童虐待に係る通告)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。</p>	<p>(児童虐待に係る通告)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(児童虐待を行った保護者に対する指導等)</p> <p>第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(児童虐待を行った保護者に対する指導等)</p> <p>第十一条 (新設)</p>
<p>2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好</p>	<p>1 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好</p>

な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

3| 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

4| 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

5| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

6| 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

7| 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号二の規定による指導)をい(以下この項において同じ。)を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教

な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2| 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3| 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5| 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

(新設)

育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再

統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）に

統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）に

については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第四項まで及び第六項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一〇四 (略)

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第五項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一〇四 (略)

については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一〇四 (略)

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一〇四 (略)

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）（第四条関係）【令和二年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合）<u>あつては、被害者及びその同伴する家族。</u>次号、第六号、第五号、<u>第八条の三及び第九条において同じ。</u>の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅</p>	<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合）<u>あつては、被害者及びその同伴する家族。</u>次号、第六号、第五号及び<u>第八条の三</u>において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅</p>

<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>	<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>
<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>	<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）（附則第九条関係）【令和二年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（援助、協力）</p> <p>第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。</p> <p>2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（援助、協力）</p> <p>第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。</p> <p>2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。</p>

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めること。その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援すること。

また、法施行後二年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的実施すること。また、学校健診、保育園健診の充実を検討すること。

三 若い世代をはじめ、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めること。

四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分勘案されるようにすること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

五 子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。

また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に

努めること。

六 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。

また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

七 児童福祉司をはじめとした児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。

また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

八 市町村における相談支援体制を強化するため、全市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置・運営のため必要な支援の拡充を図ること。

九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

十 要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や入ることが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずること。併せて中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。

また、不交付団体に対する支援について検討すること。

十二 児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。

- 十三 児童相談所における援助方針会議の会議録には、後で検証ができるように、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。
- 十四 警察と児童相談所との連携が円滑にいくよう警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、交番等における早期発見など、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。
- 十五 虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の専門性確保や待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。
- 十六 虐待の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、プログラムの実施を推進すること。
- 十七 一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて児童からの意見の聴取や養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 十八 児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。
- 十九 新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスタリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。
- 二十 心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どもたちもいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。
- 二十一 児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。
- また、被害にあった子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。
- 二十二 子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。
- 二十三 子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケート制度の導入に向けた

検討を早急に行うこと。

二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、深刻な児童虐待事件が後を絶たない事態に鑑み、児童虐待の根絶に向けて、本法及び関係閣僚会議等において定めた対応策を着実に実施するとともに、子どもの命を守ることを何よりも第一に据え、国・地方自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の更なる強化を図るため、必要な取組を率先して進めること。
- 二、体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。また、本法施行後二年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、子どもの権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 三、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。あわせて、乳幼児健診、就学時健診、学校健診及び保育園健診の充実を検討するとともに、乳幼児・子どもの健診等の機会を活用して保護者、とりわけ母親に対する相談・支援の拡充について検討し、必要な施策を講ずること。さらに、虐待の未然防止を図るため、支援を必要とする保護者、特に妊産婦への産前・産後の支援を強化すること。
- 四、医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

- 五、子どもの適切な保護の実施及び一時保護等の解除の判定に当たっては、医療とのより密接な連携の強化が必要であることから、協同面接と医学的判断とを連携させたアセスメントの取組を参考とするなど、具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 六、子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。
- 七、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。
- 八、児童福祉司を始め、児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。
- 九、保護者を孤立させず、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため、市町村における相談支援体制の強化に向け、全市町村における子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営や人材育成のため必要な支援の拡充を図るとともに、そのための財源の確保に努めること。
- 十、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。
- 十一、要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連

携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や参画することが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。

十三、学校の教職員、児童福祉施設の職員等子どもの福祉に職務上関係のある者の守秘義務については、職務に関して知り得た秘密の漏えいが深刻な事態を招きかねないことに鑑み、十分に徹底するとともに、関係機関間において必要な情報提供等を妨げることをないようにすること。

十四、児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間及び児童相談所間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市区町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全国統ルールールの作成を検討するほか、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。あわせて、同一都道府県内だけでなく全国の都道府県間の情報共有システムの構築についても速やかに検討すること。

十五、児童相談所における援助方針会議の会議録には、事後に検証ができるよう、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。

十六、警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。また、児童相談所や警察等の関係機関間で要保護児童の情報を共有できる共通データベースシステムの整備について、必要な検討を進めること。

十七、虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の配置促進や専門性確保、待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。そのために、また婦人相談所と一時保護所の環境改善に向け、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十八、児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念

頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

十九、一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて子どもから意見を聴取するなど、養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。

二十、児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。

二十一、新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスターリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。

二十二、心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どももいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。

二十三、児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

また、被害に遭った子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。

二十四、子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関し、府省間での情報共有を含む体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。

二十五、子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケイト制度の導入に向けた検討を早急に行うこと。

二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する対応者の育成・確保に努めること。

二十七、日本で暮らした経験が限られるために、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族が一定程度存在していることから、そ

のような子ども・家族に対応する児童相談所等における対応の実態を調査し、適切な支援を行うこと。

二十八、過去の虐待により心の傷を負ったことで、社会生活を送る上での困難を抱えている成人に対する支援を充実させるよう、必要な検討を進めること。

二十九、児童虐待相談対応件数の急増に伴って児童相談所の業務量も大きく増加している中で、児童相談所の確実な業務遂行体制が確保されなくなる懸念が生じていることから、保健所、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター等への将来の業務移管を含め、児童相談所の業務内容を必要に応じて検証すること。

三十、児童相談所の設置目的について、子どもの命を第一に掲げるという理念を宣言する内容に改正することの検討を行うこと。また、職員一人一人に児童相談所の設置目的とその理念が浸透するよう、必要な研修等を行うこと。

三十一、オレンジリボン運動を国民運動として強力に推進するため、企業・団体・個人のサポーター会員の募集やポスターコンクールとその配布の活性化など、政府として積極的に関わること。

右決議する。

府 共 第 98 号
子 発 0626 第 1 号
令和元年6月26日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長

 殿

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
の公布について

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号。以下「改正法」という。)については、本年6月19日に国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正の趣旨及び概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

改正法は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしている。今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である。また、改正法の施行に際しての留意点、その内容等を踏まえた「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知)等の改正等についても、別途通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

第2 改正の概要

I 児童の権利擁護

1 親権者等による体罰の禁止(令和2年4月1日施行)

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。（児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 14 条第 1 項関係）

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。（児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項及び第 47 条第 3 項関係）

2 懲戒権の在り方の検討（令和 2 年 4 月 1 日施行）

政府は、改正法の施行後 2 年を目途として、民法第 822 条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第 7 条第 5 項関係）

3 児童相談所の業務の明確化（令和 2 年 4 月 1 日施行）

都道府県（児童相談所）の業務として、児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保することを規定すること。（児童福祉法第 11 条第 1 項関係）

4 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項（令和 2 年 4 月 1 日施行）

児童福祉審議会が児童福祉法第 8 条第 6 項の規定により児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者の意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならないこと。（児童福祉法第 8 条第 7 項関係）

5 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和 2 年 4 月 1 日施行）

政府は、改正法の施行後 2 年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会が確保されること、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第 7 条第 4 項関係）

II 市町村及び児童相談所の体制強化等

1 市町村及び都道府県における体制の整備等に対する国の支援等（令和 2 年 4

月 1 日施行)

- ① 都道府県知事は、市町村の児童福祉法第 10 条第 1 項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができること。(児童福祉法第 11 条第 2 項関係)
 - ② 都道府県は、児童福祉法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないこと。(児童福祉法第 11 条第 6 項関係)
 - ③ 国は、市町村及び都道府県における児童福祉法第 10 条第 4 項及び第 11 条第 6 項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないこと。(児童福祉法第 10 条第 5 項及び第 11 条第 7 項関係)
- 2 児童相談所の介入機能と支援機能の分離等 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならないこと。(虐待防止法第 11 条第 7 項関係)
 - 3 児童相談所への弁護士配置等 (令和 4 年 4 月 1 日施行)
都道府県は、児童相談所がその業務のうち、児童福祉法第 28 条第 1 項各号に掲げる措置 (※) を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。 (児童福祉法第 12 条第 4 項関係)
※ 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童を児童養護施設に入所させる等の措置を採ることが児童の親権を行う者等の意に反するときに都道府県が採ることができる措置
 - 4 児童相談所への児童心理司の配置基準 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員 (以下「児童心理司」という。) の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。 (児童福祉法第 12 条の 3 第 7 項関係)
 - 5 児童相談所への医師及び保健師の配置 (令和 4 年 4 月 1 日施行)
児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ 1 人以上含まなければならないこと。 (児童福祉法第 12 条の 3 第 8 項関係)
 - 6 児童相談所への児童福祉司及びスーパーバイザーの配置基準等 (①から④ま

で、⑥及び⑧は令和2年4月1日施行、⑤及び⑦は令和4年4月1日施行)

- ① 児童福祉司の数の基準は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定めるものとする。 (児童福祉法第13条第2項関係)
- ② 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。 (改正法附則第6条関係)
- ③ 児童相談所長及び児童福祉司として任用することができる者に精神保健福祉士及び公認心理師を追加すること。 (児童福祉法第12条の3第2項及び第13条第3項関係)
- ④ 判定をつかさどる所員及び児童心理司の中に含まなければならない者の例示に公認心理師を追加すること。 (児童福祉法第12条の3第5項及び第6項関係)
- ⑤ 児童福祉司として任用することができる者のうち、社会福祉主事である者に必要な実務経験について、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(相談援助業務)に2年以上従事した者とする。 (児童福祉法第13条第3項関係)
- ⑥ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(以下「スーパーバイザー」(※)という。)が含まなければならないこと。 (児童福祉法第13条第5項関係)
※ 法律上の名称は「指導教育担当児童福祉司」という。
- ⑦ スーパーバイザーは、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないこと。 (児童福祉法第13条第6項関係)
- ⑧ 都道府県は、保護者への指導(虐待防止法第11条第2項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第11条第1項第2号ニの規定による指導)を効果的に行うため、スーパーバイザーに児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせなければならないこと。 (虐待防止法第11条第7項関係)

7 児童相談所の業務の質の評価の実施等(令和2年4月1日施行)

- ① 都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならないこと。 (児童福祉法第12条第6項関係)
- ② 国は、①の措置を援助するために、都道府県知事が行う児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこと。 (児童福祉法第12条第7項)

8 児童虐待の再発防止のための措置（令和2年4月1日施行）

- ① 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。こと。（虐待防止法第11条第1項関係）
- ② 都道府県知事が児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案事項に、当該児童の家庭環境が含まれる旨を明確化すること。（虐待防止法第13条第1項関係）

9 児童相談所の体制の強化に対する国の支援等の在り方の検討（公布日施行）

政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、一時保護所及び委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第1項関係）

10 児童の福祉に関し支援を行う者についての必要な資質の向上を図るための方策の検討（令和2年4月1日施行）

政府は、改正法の施行後1年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第3項関係）

III 児童相談所の設置促進

1 児童相談所の管轄区域の策定基準（令和5年4月1日施行）

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。こと。（児童福祉法第12条第2項関係）

2 中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援（令和2年4月1日施行）

- ① 政府は、改正法の施行後5年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第6項関係）
- ② 政府は、①の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。こと。（改正法附則第7条第7項関係）

- ③ 政府は、改正法の施行後5年を目途として、①の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第7条第8項関係)

IV 関係機関間の連携強化

1 連携強化すべき関係機関の明確化 (令和2年4月1日施行)

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。(虐待防止法第4条第1項関係)

2 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化 (令和2年4月1日施行)

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。(虐待防止法第5条第1項関係)

3 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 (令和2年4月1日施行)

- ① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。(虐待防止法第5条第3項関係)
- ② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。(虐待防止法第5条第4項関係)

4 DV対応と児童虐待対応との連携強化 (令和2年4月1日施行)

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることを明確化すること。(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第9条関係)

5 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務 (令和2年4月1日施行)

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めが

あった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。(児童福祉法第25条の3第2項関係)

6 児童が転居する場合の措置（令和2年4月1日施行）

児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 (虐待防止法第4条第6項関係)

V 検討事項等

1 検討事項（③及び④は公布日施行、①及び②は令和2年4月1日施行）

政府は、I 2及び5、II 9及び10並びにIII 2③に加え、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

① 政府は、改正法の施行後1年を目途として、要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第7条第2項関係)

② 政府は、改正法の施行後5年を目途として、改正法による改正後の児童福祉法及び虐待防止法の規定の施行の状況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに保護者に対する指導及び支援の在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第7条第9項関係)

③ 政府は、改正法の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力の発見者による通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第8条第1項関係)

④ 政府は、この法律の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第8条第2項関係)

2 経過措置等（一部の規定を除き令和2年4月1日施行）

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。 (改正法附則第2条から第5条まで及び第9条)

府 共 第 245 号
子 発 0331 第 2 号
令 和 2 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長

 殿

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
の施行について

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、その施行に向けて、関連法令として、「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(令和 2 年政令第 62 号。以下「施行政令」という。)、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 49 号。以下「施行省令」という。)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示」(令和 2 年厚生労働省告示第 115 号)が 3 月 27 日に公布されたところである。

改正法の施行に際しては、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年 6 月 26 日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)で通知したほか、下記の点についてご留意いただきたいので、その内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

I 児童の権利擁護

- 1 親権者等による体罰禁止の明確化について(改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 14 条第 1 項並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 2 第 2 項及び第 47 条第 3 項)

保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあることを踏まえて、改正法において、親権者からの体罰が許されないものであることを明確化することとした。あわせて、児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親についても体罰禁止を明確化することとした。

このため、令和元年9月から子ども家庭局長の下に「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催し、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するためのとりまとめを行った。

このとりまとめの内容及び啓発資料については、「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」（令和2年2月21日付け子発0221第6号、障発0221第1号子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」（令和2年3月19日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において通知をしたところである。

各自治体においては、本とりまとめの趣旨を踏まえ、引き続き、子育て相談窓口等において具体的な相談窓口や支援内容とあわせて配布いただくとともに、母子健康手帳の配布時や乳幼児健診時など、母子保健部門とも連携の上、広く周知・啓発いただくようお願いする。

また、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発いただくとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知をお願いする。

2 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項について（改正法による改正後の児童福祉法第8条第7項）

児童福祉審議会等を活用した児童の権利擁護の取組については、平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）における改正を踏まえ、児童の権利擁護に関する取組をお願いしてきたところであるが、改正法において、児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合において、その児童の状況・環境等に配慮をすることとした（意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置や、児童福祉審議会の場で児童が安心して意見を述べることができる雰囲気づくり等）。

児童の権利擁護の取組については、「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組について」（令和2年3月31日付け子家発0331第1号）において通知したところであり、これを踏まえて、各自治体で児童福祉審議会を活用した児童の権利擁護の取組を検討いただきたい。

II 児童相談所の体制強化等

- 1 児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第 11 条第 7 項）

児童相談所の児童虐待相談対応件数が増加し続ける中で、躊躇なく一時保護等の介入が行われるよう、改正法において、児童相談所において介入機能及び支援マネジメント機能を効果的に発揮できるようにするための体制の整備など、必要な措置を講ずることとした。

体制の検討にあたっては、「児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について」（令和 2 年 2 月 21 日付け子発 0221 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を发出しており、この通知を参照し、改正法の趣旨を踏まえた取組をお願いする。

- 2 都道府県における児童相談所の行う業務の質の評価（改正法による改正後の児童福祉法第 11 条第 6 項及び第 7 項）

児童相談所の業務については、児童相談所ごとに業務の質が異なっており、一時保護や立入調査、その他の支援などが適切に行われていないとの指摘を踏まえ、改正法において、児童相談所の行う業務の質の自己評価、第三者評価その他必要な措置を行うことにより、その業務の質の向上に努めなければならないこととした。

この際、児童相談所が行う一時保護においても業務の質の向上を図るための取組が必要であることから、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」を作成し、全国の一時保護所に配布している。各自治体においては、当該手引きを活用し、業務の質の自己評価、第三者評価等の措置の実施を検討いただきたい。

なお、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「児童相談所の第三者評価ガイドライン」を作成しており、来年度以降速やかに周知を行う予定である。

- 3 児童心理司の配置標準の新設（改正法による改正後の児童福祉法第 12 条の 3 第 7 項並びに施行政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 1 条の 3 及び施行政令附則第 2 項）

児童心理司の配置基準については、これまで児童相談所運営指針において、「児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置する」とされており、改正法において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる児童相談所の所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする事とされたことを踏まえ、施行政令において、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。以下同じ。）2 人につき 1 人以上とすることとした。当該規定には、令和 6 年 3 月 31 日までの間は児

童福祉司3人につき1人以上とする経過措置を設けており、各自治体においては、当該基準を踏まえた人材確保に努めていただきたい。

4 一時保護所を設置した際の報告規定の新設（施行政令による改正後の第2条第2項及び施行省令による改正後の児童福祉法施行規則第3条の2）

児童の安全確保のため、一時保護の受け皿の適切な整備・確保を進めることが必要であるため、現行、児童相談所を新たに設置した際に厚生労働大臣に報告することとなっているところ、施行政令において、一時保護所を新たに設置した場合も報告を行うこととした。

当該規定に基づく報告の内容としては、新たに一時保護所を設置した場合には、一時保護所の入所定員及び事業開始の年月日、一時保護所の施設設備の変更をした場合には、変更後の入所定員を報告することとしており、当該法令に基づいた報告をお願いする。

III 関係機関間の連携強化

1 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携協力（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第9条）

改正法において、国及び地方公共団体の責務として、関係省庁相互間に加えて、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関が連携をして必要な体制整備を行うことを明確化した。また、虐待の早期発見を行うために、児童の福祉に業務上関係ある団体として都道府県警、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターを改めて明記するとともに、児童の福祉に職務上関係のある者として警察官、婦人相談員を明記した。

改正法の趣旨を踏まえて、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で児童とその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応する必要がある。とりわけ、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、要対協を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待とDVが相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、これらの機関が要対協の構成員となっていない市町村においては、構成員への参画について速やかにこれらの機関と調整していただくよう、「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を発出しているところである。また、改正法を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。令和2年3月23日

一部改正。)についても、所要の改正を実施している。これらの規定や通知などの趣旨を踏まえ、要対協へのDV相談支援担当部署等の参画を含め、関係機関での連携の強化をお願いする。

また、令和元年度には、「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」を実施しており、こうしたものも参考にした上で、各自治体における関係機関間の連携強化をお願いする。

このほか、児童虐待の早期発見を行うため、法医学者等との連携を図ることは重要であり、大学における法医学教室等との連携の強化に努めていただくようお願いする。

2 転居先の児童相談所長に対する情報提供及び要対協が情報交換を行うための措置（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条第6項）

改正法においては、児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする事とした。また、この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要対協が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする事とした。

これまで「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においても、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底を行ったところであるが、各自治体におかれては、改正法を踏まえて、適切に対応されたい。

また、あわせて、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めることとしており、令和2年度予算では、全国統一の情報共有システムの開発に要する費用を計上するとともに、自治体におけるシステム改修費等に対する補助を行うこととしている。現在、各自治体に示した仕様書に基づき、全国統一の情報共有システムの開発に関する調達手続きを行っているところであり、令和2年度中に開発が完了し、令和3年度から運用を開始する予定である。本システムは、自治体間の情報共有における課題を解決するために有効であることから、各自治体においては、早期に本システムを導入できるよう、既存の業務システムの改修など、必要な準備を進めていただきたい。

3 守秘義務規定の明確化（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第5条第3項及び第4項）

改正法において、より確実に児童虐待を受けたと思われる児童の権利を守るため、関係機関の職員においては、正当な理由がなく、児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないことを改めて明確化した。

また、ここで新設された守秘義務の規定を理由として、関係機関間の必要な情報共有等が行われなくなることを防ぐため、これらの規定は、児童虐待の防止等に関する法律第5条第2項による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない旨をあわせて明確化した。

当該規定には罰則規定はなく、地方公務員法等の関係法令等の罰則規定が適用になるが、当該規定を設けることにより、虐待を受けた児童に関する情報は秘匿情報であることや、親権者であってもその秘匿情報は原則として開示すべき者ではないことについて明確化を図ることを目的としている。

各自治体においては、本規定の趣旨を正しく認識いただいた上で、関係機関間での適切な情報の共有・取扱をお願いします。

なお、「正当な理由」の範囲に関して、ある情報の共有が正当な理由に当たるかどうかは、個別の状況等によって変わり得るが、児童の安全が確保され、その福祉に資するという目的に照らして判断すべきであり、通告を受けた児童相談所等が当該事案に迅速・的確に対応するため、関係機関との間での必要な情報共有を行う場合など、法律の目的の達成に資するものであれば、正当な理由と解される。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
- ① 全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
- ② 緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
- ③ 移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
 - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
 - ② 通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
 - ③ ①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報
- なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについてもついて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定

- 「児童相談所強化プラン」（2016年度から2019年度まで）を前倒しして見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ① 増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ② 一時保護の体制強化策
 - ③ 子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どもがいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないよう、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できようような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用や児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目のない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

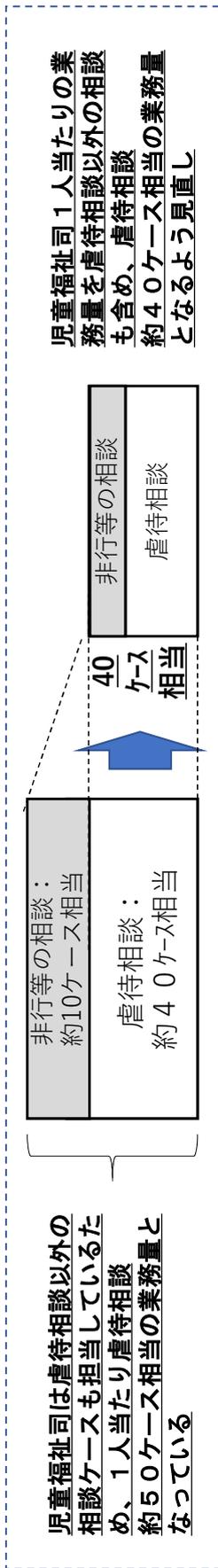
1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。

※ 現行プラン(2016年度～2019年度) : 550人程度の増
 ※ 2017年度配置実績 : 3,253人



○ 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

○ 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・児童心理司：上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・保健師：各児童相談所一人を配置
- ・弁護士：児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

○ 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

○ 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

参考

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント
 < 児童福祉司の増員について >

① **児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し**

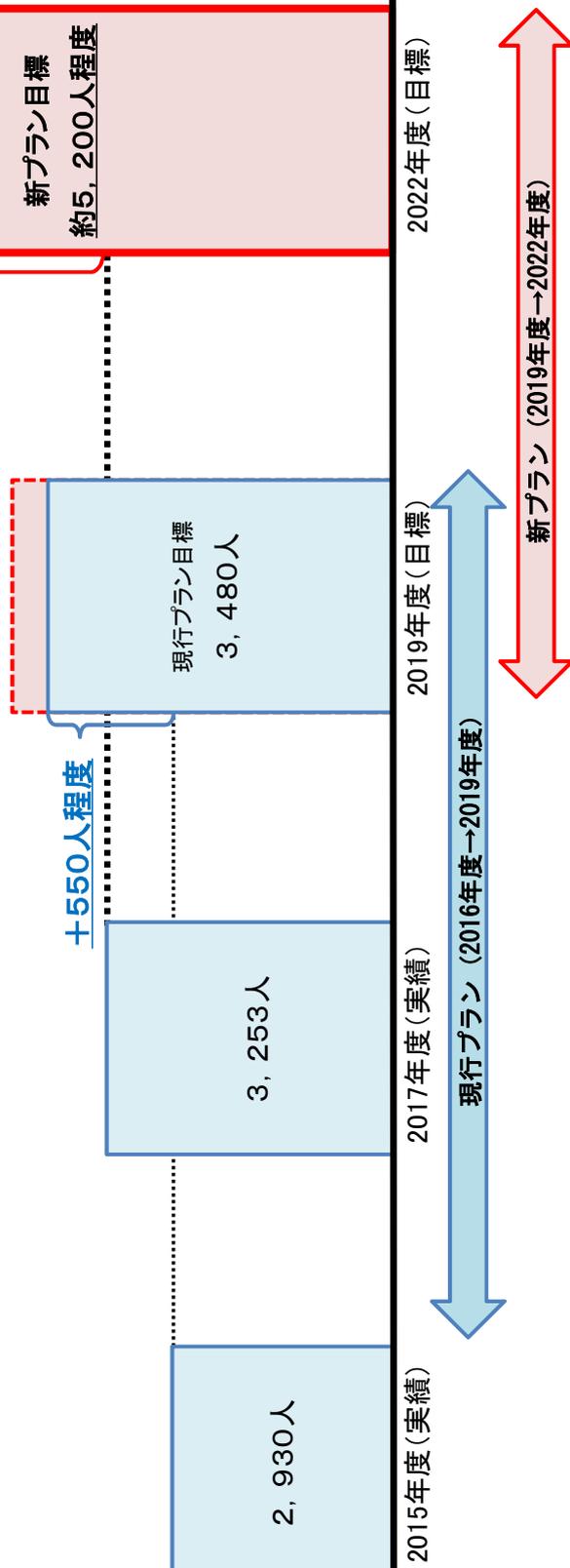
児童虐待相談件数 + 非行等の相談件数が → 虐待相談件数 + 非行等の相談件数が
 虐待相談50ケース相当となっている 虐待相談40ケース相当となるよう設定

非行等の相談: 約10ケース相当	非行等の相談	40 ケース 相当
虐待相談: 約40ケース相当	虐待相談	

② **地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置**

里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。

+2,000人程度



児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平成 30 年 7 月 20 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした。

子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。

本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す。

なお、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。また、目黒区の事案の検証を踏まえて必要な対策については、これらの対策に別途追加して取り組む。

《緊急に実施する重点対策》

※項目名の最後の括弧書きは、児童虐待防止のための総合対策における該当の項目名を表す。

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

(「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」)

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下のとおり見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷、ネグレクト、性的虐待等の事案等であることなど）を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
 - ② 緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること（移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席すること等を含む。）
 - ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助を継続すること

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底する。
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うとともに、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇なく再度一時保護等を行うなど、適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

(「2 児童虐待の早期発見・早期対応」)

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 2016年度から2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

《児童虐待防止のための総合対策》

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

○児童相談所における専門性強化の取組促進

- ・平成28年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。
- ・面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。

○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

- ・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円滑に行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あらゆる機会を通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。

○適切な一時保護の実施

- ・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進める。
- ・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するとともに、児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取組を行い、市町村職員の専門性強化を進める。
- ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

○子どもの権利擁護の仕組みの構築

- ・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。
- ・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度の適切な活用を進める。

○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

- ・平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行（2017年4月）後2年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 児童虐待の早期発見・早期対応

○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

- ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等により、支援の強化を図る。
- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよ

- う、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。

○支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられるよう、妊婦に寄り添った取組を進める。
- ・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等におけるモデル事業（産前・産後母子支援事業）の実施により得られた成果を踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産後を通じた支援の体制を強化する。

○相談窓口の設置促進等

- ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

○相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・「日齢0日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、インターネット等を活用し、速やかに周知する。
- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。
- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポス

ターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

○在宅支援サービスの充実

- ・孤立した育児によって虐待につながることをないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図るための体制強化を図る。
- ・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む。

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。
- ・通告受理後、原則 48 時間以内に市町村等において、安全確認ができ

ない場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

○ICTの活用による情報共有の手法の効率化

- ・転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有について、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。
- ・ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約した情報から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進める。

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

○児童相談所と警察の連携の強化

- ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとともに、警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待への対応力の向上を図る。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。
- ・児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、連携を強化する。

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。
- ・学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

- ・要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

○協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

- ・医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

○医療機関における児童虐待対応体制の整備

- ・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。
- ・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図る。
- ・平成 30 年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はその疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつつ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引き続き検討していく。

○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

- ・市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。
 - ①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
 - ②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口連絡すること
- ・離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施する。
- ・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における活動との連携を図る。

5 適切な司法関与の実施

○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。
(再掲)
- ・このような体制強化を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進

- ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020 年度から 10 年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

- ・「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、早急に取り組む。
- ・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。（再掲）
- ・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報に積極的に取り組む。
- ・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を図る。

○児童養護施設等における家庭的養育の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン） 骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン（2016年度～2019年度）：550人程度の増

※ 2017年度配置実績：3,253人

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 具体的には現行の配置標準が、児童福祉司一人当たり業務量が、虐待相談が、40ケース相当となるよう設定されていることを見直し、児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、虐待相談40ケース相当となるよう設定。
- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 家庭養育を推進するため、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- 市町村が行う相談支援体制を強化するため、地域ごとに児童相談所と市町村が連携体制を強化するとともに、児童相談所が専門的な観点から助言・支援を行うことができるよう、児童福祉司を配置する。

2 児童心理司の増員

- 1に記載した児童福祉司の増員に応じて児童心理司を増員する。

3 保健師の増員

- 保健師について、児童相談所当たり一人配置する。
 - ※ 児童福祉法上は、「医師又は保健師」を児童相談所へ配置することとなり、医師の配置については児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

4 弁護士の配置等

- 弁護士については、児童福祉法上、「弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」こととされており、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化のため、児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

5 一時保護所

- 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度実績	→	2022年度目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	→	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	→	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン

平成 30 年 12 月 18 日

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

1. 目 的

2016 年 5 月に全会一致で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。）においては、子どもの家庭養育優先原則や国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられた。

また、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）を策定した。

しかしながら、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされた。これを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」

(新プラン) を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となつて、必要な取組を強力に進めていく。

2. 対象期間

新プランの対象期間は、2019 年度から 2022 年度までとする。

3. 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子ども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、次の①及び②のとおり配置標準を見直した上、2017 年度の約 3,240 人から 2022 年度までに全国で 2,020 人程度増員する。

① 児童相談所の人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が 50 ケース相当から 40 ケース相当（注）となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を 4 万人から 3 万人に見直す。

（注）児童虐待相談における業務量として換算したケース数

② 里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の配置

- ・里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- ・市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を、都道府県の管内 30 市町村につき 1 人（指定都市は 1 人）配置する。

【目標】 2017 年度 3,240 人

→ 2022 年度 5,260 人（+2,020 人程度）

(2) スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司

の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童福祉司の増員に応じて増員する（児童福祉司の増員の内数）。

【目標】 2017年度 620人
→ 2022年度 920人（+300人程度）

（3）児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、2024年度までに心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人配置することとし（2,500人）、2022年度までに全国で790人程度増員する。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討する。

【目標】 2017年度 1,360人
→ 2022年度 2,150人（+790人程度）

（4）保健師の増員

子どもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師について、2020年度までに全国で110人程度増員する。

【目標】 2017年度 100人
→ 2020年度 各児童相談所（+110人程度）

（5）弁護士的配置等

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、児童相談所における法的対応体制を強化する。

（6）一時保護の体制強化

必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取り組を進める。

一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよ

う、環境整備を進める。

一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

4. 児童相談所の専門性強化

平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。

児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。

地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。

専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。

児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

5. 市町村の体制強化

(1) 子ども家庭総合支援拠点の強化

市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022 年度までに全市町村に設置する。

【目標】2018 年度 106 市町村 → 2022 年度 全市町村

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の一体的な設置について、効果的な取組が実施できる仕組みを構築する。

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化

要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、2022年度までに全市町村に配置する。

【目標】2018年度 988市町村 → 2022年度 全市町村

6. 市町村の専門性強化

子ども家庭総合支援拠点の職員について、研修の実施等により専門性を確保する。

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、地域の連携体制の充実を図るため、要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、平成28年改正法により義務化された調整担当者研修の着実な実施等により、専門性を確保する。

市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を配置する。(再掲)

7. その他児童虐待防止に向けた必要な取組

1～6に掲げるもののほか、緊急総合対策等に基づき、必要な取組を着実かつ強力に進める。

新プランの目標

	計画期間(2019年度から2022年度まで) ※保健師については2020年度を目標とする。			
	2017年度実績		配置目標	増員数
【児童相談所】				
児童福祉司	3,240 人	→	5,260 人	+ 2,020 人程度
うち スーパーバイザー	620 人	→	920 人	+ 300 人程度
うち 里親養育支援児童福祉司			各児童相談所	—
うち 市町村支援児童福祉司			都道府県:30市町村に1人 指定都市:1人	—
児童心理司	1,360 人	→	2,150 人 ^{【注3】}	+ 790 人程度
保健師 ^{【注1】}	100 人 ^{【注2】}	→	各児童相談所 (2020年度まで)	+ 110 人程度
合計	4,690 人	→	7,620 人	+ 2,930 人程度
【市町村、要対協調整機関】				
子ども家庭総合支援拠点 (2018年2月実績)	106 市町村	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者 (2018年2月実績)	988 市町村	→	全市町村	—
【注1】「保健師」については、児童福祉法の規定上は「医師又は保健師」とされている。				
【注2】複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人				
【注3】2024年度までに2,500人				
【注4】進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。				

緊急総合対策の更なる徹底・強化について(ポイント)

平成31年2月8日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

- 今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、そのための児童福祉法の改正法案の提出に向けて取り組む。
- 当該緊急点検の結果については、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。
- 今すぐできること、今すぐやるべきことを徹底して洗い出し、今後の児童虐待防止対策につなげていく。

1 緊急安全確認

- 児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 保護者が虐待を認めない場合、転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この場合、躊躇なく一時保護、立入調査する等の確な対応をとること

2 新ルールの設定

- 子どもの安全を第一に、「通告元は一切明かさない、資料は一切みせない」という新たなルールを設定すること
- 保護者が威圧的な要求等を行う場合には、複数の機関で共同対処すること。そのための、新たなルールを設定すること
- 学校欠席等のリスクファクターを見逃さない新たな情報提供のルールを設定すること

3 抜本的な体制強化

- 新プラン(2019年度～2022年度)に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること
特に、初年度(2019年度)について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校・教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の 更なる徹底・強化について

平成 31 年 2 月 8 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、現時点において把握している事実関係を踏まえ、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に係る以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組む。

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、点検結果を共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。

1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

- 児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、1 か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1 か月で緊急点検すること
- 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導すること
- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること

2 新たなルールの設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること
 - ・保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
 - ・子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること
- 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルールを設定すること
 - ・学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること
 - ・要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに児童相談所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談所等は連携して必要な対応を行うこと

3 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（2019年度～2022年度）に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること
特に、初年度（2019年度）について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校や教育委員会において、児童相談所及び警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること
- 児童相談所や市町村が支援を行っている家庭が転居した際の引継ぎを徹底すること

- 児童相談所に警察職員や警察OBの職員配置を進めること
- 親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促すこと
- 関係機関が連携して対応する好事例の全国展開を図ること

昨今の虐待相談件数の急増、昨年の目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法 ・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法 ・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目的に必要ない見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法 ・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目的に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちばやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

- 法 ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備
- ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。
- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
- 法
- ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化
- 法
- ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
 - ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施
- 法
- ⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充
- ・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
 - ・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。
- ⑥ 児童福祉司等への処遇改善
- ・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

法 ・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 ・政府は、施行後5年間を目的に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 ・政府は、施行後5年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法 ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6)DV対応と児童虐待対応との連携強化等

- 法** ① DV対応と児童虐待対応との連携強化
- ② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7)関係機関間の連携強化等

- 法** ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化
- ② 児童相談所・市町村における情報共有の推進
- ・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。
- ③ 保護者支援プログラムの推進
- ・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。
- ④ 児童相談所と警察の連携強化
- ⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化
- ・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

- ① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充
- ・里親の負担軽減（一時的に子どもを預かるサービスの利用促進）や手当の充実等。
- ② 特別養子縁組制度等の利用促進
- ・特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。
- ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ④ 自立に向けた支援の強化
- ・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

平成 31 年 3 月 19 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

(はじめに)

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、2017 年度には 13 万件を超えている。また、昨年 3 月に目黒区で女兒が虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかげがえのない子どもの命が失われている。

政府においては、こうした状況を受け、昨年 7 月 20 日には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）を決定したほか、同年 12 月 18 日には、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（以下「新プラン」という。）を策定するなど、児童虐待防止対策に関する取組を進めてきた。

しかしながら、本年 1 月には、千葉県野田市において、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いていることを受け、本年 2 月 8 日には、関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定した。

こうした状況を深刻に受け止め、児童虐待防止対策のための制度改正や、緊急総合対策をはじめとした関係閣僚会議における決定等のこれまでの取組の実施について、改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、別紙に記載する対策を決定する。

本対策を実施するため、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020 年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(注) 法・児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案に盛り込む事項

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

- ・体罰によらない子育てを推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国民に分かりやすく説明するためのガイドライン等を作成する。これと合わせ、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」などを活用し、普及啓発活動を行う。体罰禁止に関する考え方等を含め、こうした普及活動については、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して行う。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子ども（特に自分で危険を判断し対処することの出来ない年齢の子ども）を自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知する。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

② 児童相談所における子どもの安全確保に関する業務の明確化

法・子どもの安全確保を行うことが児童相談所の業務であることを明確化する。

③ 児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進

- ・児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立てを行うことができることについて、周知徹底を図る。
- ・児童虐待を受けた子どもや要保護児童が、行政処分等に不服がある場合に、自ら児童福祉審議会に申し出、児童福祉審議会がその申し出を受けて、調査審議し、児童相談所に意見具申を行う仕組みについて、ガイドラインの作成、全国展開に向けた取組を進める。

- 法**・児童福祉審議会において、子どもに意見聴取する際に子どもの状況や環境等に配慮するものとする旨を定める。

④ 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

- 法**・子どもの権利擁護のため、子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。
- ・このため、まずは里親等に委託されている子どもや児童養護施設等に入所している子ども等の意見表明権を保障する仕組みの在り方について検討を行い、モデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けて必要な取組を進める。
- 法**・一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・女性健康支援センターにおいて、支援を必要とする妊婦を把握した際に、早期から支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。
- ・産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を拡充することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を拡充する。

② 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認

- ・乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。国においては、この結果をとりまとめて公表するとともに、必要な支援を行う。
- ・この際、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言、保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行う。

併せて、市町村において、育児不安のある家庭に対し、ボランティア等の訪問による悩みや不安の傾聴や家事支援等のサービスを提供する等により、虐待の予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行う。

③ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け、設置に向けた支援を拡充する。その際、新生児の訪問指導や乳児全戸訪問事業等と連携して支援している事例などの好事例を、全国で共有していく。
- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・子育ての孤立化を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の整備を引き続き着実に進めるとともに、その利用を促進する。

④ 相談窓口の周知・徹底

- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、広く国民に認知され、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

⑤ 相談・支援につながりやすい仕組みづくり

- ・若い世代が電話よりもSNSでコミュニケーションを取ることが多いことを踏まえ、子育てに悩みを抱える者や子どもからの相談について、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を進める。
- ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受け入れやすくする取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。
- ・引き続き、全国の法務局・地方法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」、小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」やインターネット相談窓口「子どもの人権SOS－eメール」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。
また、人権擁護委員は、引き続き、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。さらに、これらの相談窓口の更な

る周知・広報を行うとともに、相談窓口が子どもにとって使いやすいものとなるよう、その更なる改善を図る。

⑥ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実し、すべての公立小中学校への配置を推進する。
- ・SNSや24時間子供SOSダイヤルを活用した虐待等に関する児童生徒等からの相談体制の教育委員会における構築を支援する。

⑦ 法務少年支援センター（少年鑑別所）における非行のある子どもやその保護者等への対応の充実強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止に向けた体制強化を図る。

⑧ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進

- ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。

⑨ 子どもの死因究明に関する検討

- ・今後、成育基本法¹に基づき策定される予定の成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進める。

⑩ 障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対す

¹ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）

る不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

① 介入的な対応等を的確に行うことができるようになるための体制整備

- 法**・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなどの児童相談所における機能分化を行う。
- ・このため、児童相談所において、機能に応じて部署や職員を分けることのほか、専門人材の確保及び育成に関する方策など、体制整備を推進することについて、国において、その取組内容を示すとともに、都道府県等において、体制整備に関する計画策定を進める。
 - ・国において、介入的な対応等に着眼した研修の充実、アドバイザーの派遣や助言を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- 法**・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

- 法**・児童相談所に、医師及び保健師のいずれもの配置を義務化する。
- ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。
 - ・医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。

④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- ・一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断に用いるリスクアセスメントシートについて、信頼性、妥当性を科学的に検証するとともに、その活用方法の在り方を含め検討し、より実践的に活用できるもの

に見直す。

- ・家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。
- ・法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与し、児童福祉司と共に対応する。

⑤ 第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施

- 法**・第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。
- ・既に取り組んでいる自治体の例や海外の例等も参考とし、国において、標準的な指標や実施方法等についてガイドラインを策定し、地方自治体における取組を支援する。

⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- ・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。
- ・児童福祉司等の専門人材確保、専門性確保のため、都道府県等に対し、児童相談所OBの活用や専門職採用、一定の経験年数を積んだ職員が確保できるような人事ローテーションへの配慮等が行われるよう要請する。

⑦ 児童福祉司等への処遇改善

- ・児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となる。こうした精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図る。

⑧ 児童心理司の配置基準の法定化

- 法**・都道府県は、児童心理司²の数について、政令で定める基準に基づき定めることを法律上規定する。

² 児童心理司とは、子どもや保護者等に対し、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導(心理療法、カウンセリング、助言指導等)を行う者。現行は、通知において、児童福祉司2人につき1人を配置することを定めている。

⑨ 児童福祉司の任用要件の見直し等による職員の資質向上

- 〔法〕・児童福祉司及び児童相談所長の任用要件として、精神保健福祉士、公認心理師を法律上規定する。
- 〔法〕・児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事として従事したことがある者に係る要件について、児童福祉事業の経験に代えて、相談援助業務の経験を必要とすることとする。
- 〔法〕・児童相談所における指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置を規定するとともに、その任用要件について、児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であることに加え、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の修了者でなければならないこととする。

⑩ 児童相談所の業務の外部委託等の推進

- ・児童相談所が行っている業務のうち、里親養育支援業務や保護者支援プログラムの実施等、外部への委託により、業務が適切かつ効果的に実施することが期待される業務について、民間団体等への委託を推進する。
- ・療育手帳の判定業務について、その一部等を児童相談所以外の機関が実施している事例等を把握した上で、障害児・者施策との整合性にも留意しつつ、事務負担の軽減につながる方策を検討する。

⑪ 児童虐待による死亡事例等の検証の活用等

- ・国が実施する死亡事例検証において、保護者の状況等を含め、虐待の要因等について引き続き分析を深めるとともに、検証結果を踏まえた体制強化等の対応状況をフォローアップする。また、検証結果等が十分活かされるよう、これを活用した実践的な研修をきめ細かく実施する。

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

- 〔法〕・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- 〔法〕・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずるものとする。
- 〔法〕・その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- 〔法〕・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支

援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- ・具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
- ・混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
- ・その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

※保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合

※子どもが学校に通うことを拒否している場合

- ・通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・また、一律に集団生活のルールを押しつけるなどによる権利侵害がないよう、周知徹底を図るとともに、子どもの意見が適切に表明されるよう、相談窓口の設置や第三者委員の設置などを進める。

- 法**・第三者評価など一時保護所を含む児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。(再掲)

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

- ・新プランに基づき、子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの全市町村設置に向けて支援の拡充を図る。
- ・子ども家庭総合支援拠点における相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ事業などの利用の調整を行うなど、支援メニューを拡充する。
- ・子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進める。

- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化及び支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図る。(再掲)

② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整備等についての的確な支援が行うことができるよう、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う。

③ 子育て支援サービス等の地域資源の充実

- ・孤立した子育てによって虐待につながることを防ぐよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。併せて子育てに不安を抱える家庭やネグレクトのある家庭を訪問し、支援する養育支援訪問事業を推進する。

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

- 法**・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。
- ・児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員、児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていることから、この検討に当たっては、これらの人材も含め検討を進める。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

- ・市町村や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するため、スクールソーシャルワーカーを全ての公立小中学校が十分に活用できるように配置を推進する。

- ・スクールロイヤー（学校で生じる問題に対応する弁護士）の教育委員会への配置や警察OBの学校への配置を支援する。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化

- 法**
- ・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
 - ・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DVに関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
 - ・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
 - ・配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
 - ・民間シェルターにおけるDV被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDVと虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
 - ・DV被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談

支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。

- ・DV被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。
- ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- ・婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。
- ・一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。
- ・一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

③ 婦人相談員の配置の促進

- ・婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。

④ 婦人保護施設の機能の充実

- ・婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。
- ・中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

(7) 関係機関間の連携強化等

① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

- 法**・学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察及び教育委員会等は児童虐待の早期発見に努めることとするとともに、学校・児童福祉施設等の職員について、業務上把握した児童虐待に関する情報について守秘義務を規定する。

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

- ・転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備の構築を進める。このため、国において、情報共有するための標準的な仕様を示すとともに、システム構築に必要な費用に関する支援を行う。
- ・加えて、全国の都道府県間の情報共有システム構築に向けた検討を進める。その際、ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方についても検討する。
- ・虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化する。

③ 児童相談所・市町村における連携・役割分担の推進

- ・児童相談所・市町村が市町村送致等の際に活用することとして作成された共通リスクアセスメントツールについて、活用方法の在り方等を含め検討し、児童相談所・市町村がより実践的に活用できるものに見直す。
- ・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

④ 保護者支援プログラムの推進

- ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。
- ・死亡事例をはじめとした重大事例の分析を行い、これを踏まえた対応策を検証の上、保護者支援プログラムの活用方法を検討し、活かしていく。
- ・家庭裁判所による都道府県等に対する保護者指導の勧告など司法関与の仕組みの活用を促進する。

⑤ 児童虐待対応における歯科医師との連携強化

- ・乳幼児健診や学校健診などにおいて、歯科医師が虐待の疑いのある子どもに適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関との連携が強化されるよう、関係団体とも協力しながら、児童虐待防止対策に関する歯科医師向けの研修の実施に向けて取り組む。併せて、研修の状況も踏まえ、該当する子どもに気づいた場合の歯科医療機関向けの対応の手引きを作成する。

⑥ 生活困窮世帯に対する支援

- ・生活困窮者自立支援制度において、関係機関と連携しつつ、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活面の支援や、その保護者に対する就労、家計、子どもの養育等に関する支援を含め、世帯の抱える様々な課題の解決に向けた支援を行う。

⑦ 児童相談所と警察の連携強化

- ・児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。このために必要な財政支援等の拡充を図るとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関する活用方策をまとめて全国に周知する。
- ・児童相談所と警察との連携を強化するため、情報共有や連携に関する協定等の締結を促すとともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。
- ・緊急総合対策を踏まえた児童相談所と警察の情報共有を徹底し、情報提供を受けた警察は、児童相談所の援助要請に応じた立入調査等への同行など、関係機関と連携して迅速・的確に対応する。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組む。

⑧ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

- ・要保護児童等の情報の取扱いに関し、学校及び教育委員会が保護者に児童虐待に係る情報元を明かさないこと及び保護者から開示の求めがあった場合に児童相談所等と連携して対応することについて、周知徹底を図る。
- ・学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応すること、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応することについて、周知徹底を図る。

- ・要保護児童等が休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合³、学校等が市町村・児童相談所に速やかに情報提供することについて、周知徹底を図る。

⑨ 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

⑩ 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの2次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。
- ・児童の再被害を防止する観点から、協同面接（代表者聴取）の実施後においても、検察による刑事処分の際などに行う打合せなど適宜の機会を通じ、検察、警察及び児童相談所の間で、必要な情報の共有を図る。

⑪ 非行のある子どもへの支援の充実強化

- ・少年院や保護観察所において、各種研修等を通じて被虐待経験を有する者への対応力の向上に取り組むとともに、引き続き、少年院在院者や保護観察対象者の実状を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、一層の適切な指導や支援に取り組む。

⑫ 人権侵犯事件としての調査救済

- ・法務局・地方法務局において、人権相談等を通じ、虐待を含む人権侵害の疑われる事案を認知した場合は、速やかに人権侵犯事件として調査を行い、緊急対応を要する場合は、児童相談所、警察、学校及び教育委員会等の関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

³ 不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

- ・委託一時保護先としての活用を含め、里親の開拓に向け、幅広い団体の協力を得て、より一層の制度の周知・広報に取り組む。
- ・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用を促進することによる負担軽減や手当の充実などを行い、支援の拡充を図る。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

- ・特別養子縁組を含む養子縁組制度について、一層の周知啓発を図るとともに、養親子への支援を強化する。また、児童相談所においては、子どもの状況に応じ、特別養子縁組や普通養子縁組が適切と考えられる子どもについて、積極的に制度の活用を検討する。
- ・虐待などのために児童養護施設に入所中の子の中には、特別養子縁組を成立させて家庭において養育することが適切なものが少なくないとの指摘を受けて、特別養子制度をより利用しやすいものとするために、特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を更に推進するため、支援の拡充を図る。

④ 自立に向けた支援の強化

- ・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。特に、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。